



JAPAN MELGES WEEK 2021

第8回全日本Melges 20クラス選手権大会

主催：日本メルジェス協会

公認：公益財団法人日本セーリング連盟（申請中）

協 力：株式会社葉山マリーナー

協 賛：株式会社ノースセール・ジャパン、OHTSUBOデザイン

開催場所：葉山マリーナ（神奈川県三浦郡葉山町）

帆走指示書 Sailing Instruction

本帆走指示書の規則で使用される[DP]、[NP]の表記の意味を下記に示す。

- [DP] の表記は、その規則の違反に対するペナルティを、プロテスト委員会が裁量により失格より軽減することができることを意味する。
- [NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する。これはRRS60.1(a)を変更している。

1. 適用規則

- 1.1 セーリング競技規則2021-2024（Racing Rules of Sailing：以下、RRSという）に定義された規則を適用する。
- 1.2 国際MELGES 20クラス規則を適用する。
- 1.3 セーリング装備規則（Equipment Rules of Sailing）を適用する。
- 1.4 [DP] [NP] 全ての競技者はレース中、衣服の着替えや調節時を除き、個人浮揚用具を身につけなければならない。ウェットスーツやドライスーツは個人浮揚具に含まれない。これはRRS40を変更している。
- 1.5 クラス規則I.3.1（b）に従い審問にはオーナー/ドライバーが出席しなければならない。グループ3セーラーがプロテストルームに入ることやプロテストルームにいる代表者とコンタクトすることは禁止する。
- 1.6 本大会は、WS Addendum UF “Melges 2021版”（末尾に添付）に従ってアンパイア制によりレースを行う。
- 1.7 レース公示と帆走指示書の間食い違いが生じた場合には帆走指示書が優先される。

2. 競技者への通告

- 2.1.競技者への通告は、LINEオープンチャット（JMW2021）に掲示される。

3. 帆走指示書の変更

- 3.1.帆走指示書の変更は、それが発効する当日の8：00までに掲示する。ただし、レース日程の変更は発効する前日の18：00までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1.陸上で発する信号は、LINEオープンチャット（JMW2021）にて通知する。

4.2.陸上でレース延期が通知された場合、レース信号『回答旗』中の「1分」を「40分以降」とする。

5. 日程

5.1.日程概要

10月28日（木） 19：00 艇長会議（Zoom会議にて実施）

10月29日（金） 8：30～9：30 健康管理チェック表の提出

10：55 当日最初の予告信号

10月30日（土） 7：30～8：30 健康管理チェック表の提出

9：55 当日最初の予告信号

10月31日（日） 7：30～8：30 健康管理チェック表の提出

9：55 当日最初の予告信号

14：00より後に予告信号は発せられない。

16：00 レガッタ表彰式

※朝のブリーフィングは省略し必要な連絡事項はLINEオープンチャット（JMW2021）に情報を流します。質問事項等は当日の朝8時までにLINEオープンチャット（JMW2021）に提出するようお願いします。

5.2.全9レースを予定する。

5.3.一日あたりのレース数は最大4レースとする。

5.4.レースが間もなく始まることを艇に注意喚起するために、予告信号を発する遅くとも2分以前に、レース委員会の本部船（以下本部船）に音響1声とともにオレンジ旗を掲揚する。

6. クラス旗

6.1.クラス旗は以下の通り。

色：ピンク



7. レースエリア

別添-1 を参照。

8. コース

8.1.ウインドワード・リーワードコースの4レグとする。(別添-2 を参照)

8.2.予告信号より前に、風上マーク1のおおよそのコンパス方位と距離を本部船に掲示する。

9. マーク

9.1.スタート・フィニッシュマークはオレンジ色円柱形マークとする。

9.2. 風上マーク1および風下マーク4s/4p (ゲート) は、ピンク色円錐台形マークとする。

9.3.オフセットマーク1aは、オレンジ色円柱形マークとする。

9.4.コースを変更する場合、風上マーク1に置き換えられるマークはグリーン色円錐台形マークとする。コース変更をする場合、オフセットマークは設置しない。風下マークの変更は行わない。

10. スタート

10.1.スタート・ラインはスターボードの端にあるオレンジのぼりを掲揚しているレース委員会艇のポールとポートの端にあるスタート・マークのコース側との間とする。

10.2.スタートはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前とする。

10.3.スタート信号後 4 分までにスタートできなかった艇は、審問無しに「DNS（スタートしなかった）」と記録される。これは RRS 付則 A4 と A5 を変更している。

10.4.レース委員会は、リコールもしくはゼネラル・リコールのアナウンスを VHF72ch で行うことがある。アナウンスの遅れや誤り、通信の失敗または聞き取れない場合、レース委員会への救済を認める根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

11. コースの次のレグの変更

11.1. コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し（またはフィニッシュ・ラインを移動し）、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。コース変更をする場合、オフセットマークは設置しない。

12. フィニッシュ

12.1. フィニッシュ・ラインはポートの端にあるブルー旗を掲揚しているレース委員会艇のポールとスターボードの端にあるフィニッシュ・マークのコース側との間とする。

13. クラス規則

クラス規則 C1.1(C)は削除され以下に置き換えられる。

RRS42.3 (c) をスピナーは、以下に従い制限なく調節できると変更する。

●レース委員会が“フリーパンピング”を導入するコンディションと判断した場合、レース委員会は予告信号までにジュリー/アンパイアが RRS42.2 (a) のペナルティを与えないことを示す O 旗を掲揚する。これが開始された場合、スピナーカーが正しくセットされた時にはスピナーカーおよび他のセールのフリーパンピングが許される。これは RRS42.2 (a) を変更している。

●レース委員会がスタート信号の後に“フリーパンピング”を導入するコンディションであると判断した場合、艇にスピナーカーが正しくセットされマークを通過した後にジュリー/アンパイア

が RRS42.2 (a) のペナルティを与えないことを艇に伝えるために、レース委員会は反復音響信号とともにO旗を掲揚することができる。

●レース委員会がO旗を掲げた後、もはや“フリーパンピング”を導入すべきコンディションではないと判断した場合、レース委員会は「この帆走指示はマーク通過後には適用されない」ことを艇に伝えるために反復音響信号とともにR旗を掲揚することができる。

14. タイム・リミットと目標時間

14.1. タイム・リミットと目標時間は、次の通りとする。

目標レース時間	タイム・リミット	マーク1のタイム・リミット
50分	80分	25分

マーク1のタイム・リミット内に1艇もマーク1を通過しなかった場合には、レースを中止することができる。目標レース時間通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS62.1(a)を変更している。

14.2. 先頭艇がコースを帆走してフィニッシュした後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「DNF（フィニッシュしなかった）」と記録される。これは RRS35、付則 A4、A5 を変更している。

15. 得点

15.1. シリーズが成立するためには、3レースを完了することを必要とする。

15.2. (a) 6レース未満しか完了しなかった場合、艇のシリーズの得点は全レース得点の合計とする。

(b) 6レース以上成立した場合、最も悪いレース除外したレース得点の合計とする。

16. 安全規定 [DP] [NP]

16.1. レースをリタイヤした艇 (RET) はできるだけ早くレース委員会艇に伝えなければならない。

16.2.レースエリアに行かなかった艇（DNC）はできるだけ早く大会事務局に伝えなければならない。

16.3.レースに参加する艇は 10 月 29 日の朝は 9 時 30 分までに、10 月 30 日および 31 日は 8 時半までに健康状態チェックフォームを LINE オープンチャット（JMW2021）または大会本部に提出しなければならない。

17. 乗員の交代と装備の交換 [DP] [NP]

17.1.競技者の交代は、事前のレース委員会の書面による承認なしでは許可されない。

17.2.損傷または紛失した装備の交換は、レース委員会の承認なしでは許可されない。交換の要請は、最初の妥当な機会に行わなければならない。

18. 装備と計測のチェック [DP] [NP]

18.1.艇または装備はいつでも検査されることがある。

19. 運営艇

運営艇の標識は、次の通りとする。

レース委員会艇



審判艇



報道艇



20. 支援艇 [DP] [NP]

20.1.クラス規則 I.4 に従う。

20.2.支援艇は事前に大会事務局に支援艇の申請を行わなければならない。

21. ごみの処分

21.1.ごみは運営艇に渡してもよい。

22. 上架の制限と泊地 [DP] [NP]

22.1.以下理由により、期間中の上架を認める場合もある。

a)レースコミッティーによる事前の許可がある場合。

b)緊急の場合。ただし、事後にレース委員会を納得させる義務がある。

23. 水中呼吸器具およびプラスチックプールの使用

23.1.水中呼吸器具およびプラスチックプールまたは類するものは最初のレースの準備信号からレガッタ終了まで、艇の周辺で使用してはならない。

24. 無線通信 [DP] [NP]

24.1.緊急の場合を除き、艇はレース中に無線送信を行ってはならない。また、艇はレース中にVHF以外の無線通信を受信してはならず、この制限は携帯電話にも適用する。

25. 賞

25.1 オープンディビジョン（総合）の1位～3位。

25.2 コリンシアンディビジョンの1位。

26. 責任の否認

26.1. 参加者は自分自身の責任でこのレースに参加し、レースに参加するか否か、レースを続けるか、の決定はその艇自身にある。RRS4「レースをすることの決定」参照。主催団体はレガッタの前後、期間中に生じた物理的損害、または身体障害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

27. 保険

27.1. 全ての参加艇は有効な第三者賠償責任保険に加入していなければならない。

28. 大会事務局

28.1.大会事務局は、葉山マリーナレガッタ運営室に設置する。(別添-3 参照)

付則 UF

アンパイア制フリート・レース

[Melges 2021]版

版: [2021/10/29-31]

アンパイア制フリート・レースは、本付則によって変更されたセーリング競技規則に基づいて行われなければならない。レースは、アンパイア制であることとする。UF1 での規則変更は、規定 28.1.5(b)に基づき、提供された選択肢が使われているという条件のみで World Sailing が承認したものである。本付則はレース公示で言及し、かつすべての競技者に使用可能にした場合にのみ適用される。

UF1 定義、第 1 章と第 2 章の規則、および規則 70 の変更

UF1.1 定義「**プロパー・コース**」に以下を追加する。
「ペナルティを履行している艇、またはペナルティを履行するために操船している艇は、**プロパー・コース**を帆走していない。」

UF1.2 第 1 章に新たな規則 7 を追加する。

- 7** 最後の確かな点**確実性の最終点**
アンパイアは、艇の状態または他艇との関係が変化すると確信を持つまでは、それらが変化していないとみなす。

UF1.3 規則 14 を以下のとおり変更する。

14 接触の回避

- 14.1** 常識的に可能な場合には、艇は、
- (a) 他艇との接触を回避しなければならない。
 - (b) 両艇の間の接触を起こしてはならない。かつ
 - (c) 艇と回避すべき障害物との間の接触を起こしてはならない。

ただし、航路権艇、または得る資格がある**ルーム**もしくは**マークルーム**内を帆走している艇は、相手艇が**避けていないか**、または**ルーム**もしくは**マークルーム**を与えないことが明らかになるまで、接触を回避する行動をとる必要はない。

UF1.4 規則 20 が適用される場合、声をかけることに加えて以下の腕信号が必要とされる。

- (a) 「**ルーム・トゥー・タック**」については、風上の方向を繰り返しはっきりと指すこと。
- (b) 「**ユー・タック**」については、繰り返しはっきりと、相手艇を指して腕を風上方向へ振ること。

UF1.5 規則 70 を削除する。

UF2 他の規則の変更

UF2.1 規則 28.2 を以下のとおり変更する。

- 28.2 艇は、次の**マーク**を回航し終えていないか、または**フィニッシュ**するために**フィニッシュ・ライン**を横切っていない場合に限り、**コースの帆走**の誤りを正すことができる。

UF3 水上での抗議とペナルティ

UF3.1 本付則では、「ペナルティ」は、以下のとおり意味する。

規則 44.2 に従い『1 回転ペナルティ』が用いられる。

UF3.2 規則 44.1 の最初の文章を以下のように変更する。

「**レース中に**、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の**規則**（損傷や傷害を引き起こした場合の規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に違反したかもしれない艇は、ペナルティを履行することができる。ただし、艇が同一のインシデントで第 2 章の規則と規則 31 に違反した場合、規則 31 違反によるペナルティを履行する必要はない。

UF3.3 艇による水上での抗議とペナルティ

- (a) 「レース中に、1 件のインシデントで 1 つかそれ以上の第 2 章の規則（規則 14 を除く）、規則 31 または 42 に基づき他艇を抗議することができる。ただし、艇は自らが関与したインシデントに対してのみ、第 2 章の規則に基づいて抗議することができる。抗議するためには、「プロテスト」と声をかけ、目立つように黄色旗を掲揚しなければならない。それぞれを最初の妥当な機会に行わなければならない。その艇は、インシデントに関与した艇が自発的にペナルティを履行した後、またはアンパイアの判定後、最初の妥当な機会に、またはその前に、黄色旗を降下しなければならない。
- (b) 規則 UF3.3(a) に基づいて抗議する艇に審問を受ける権利はない。その代わりに、インシデントに関与した艇は、自発的にペナルティを履行することにより規則違反を認めることができる。規則に違反し免罪されない艇が自発的にペナルティを履行しない場合には、アンパイアは、そのようななどの艇にも、ペナルティを課すことができる。

UF3.4 アンパイアが発議するペナルティと抗議

- (a) 艇が以下のいずれかを行った場合、
- (1) 規則 31 に違反し、ペナルティを履行しない
 - (2) 規則 42 に違反した
 - (3) ペナルティを履行したにもかかわらず有利となった
 - (4) スポーツマンシップの違反を犯した
 - (5) 規則 UF3.6 に従わないか、もしくはアンパイアによりペナルティの履行を求められた場合にそれを履行しない
 - (6) 規則 UF2.1（規則 28.2）に従わなかった場合、アンパイアは規則 UF3.5(c) に基づき艇を失格にしなければならない、

アンパイアは、他艇による抗議なしに艇にペナルティを課することができる。そのアンパイアは、規則 UF3.5(b)に従って信号を発することにより、1つまたはそれ以上ペナルティを課するか、または規則 UF3.5(c)に基づき艇を失格とするか、もしくはさらなる処置を求めてプロテスト委員会にインシデントを報告することができる。艇がペナルティを履行しないか、不正確に履行したために規則 UF3.4(a)(5)に基づきペナルティを課された場合、元のペナルティは取り消される。

- (b) 自ら目撃したか、またはあらゆる情報源から受け取った報告を基に、艇が規則 UF3.6 または規則 28、もしくは規則 UF3.3(a)に挙げられた規則、以外の規則に違反したかもしれないと判定したアンパイアは、規則 60.3 に基づく処置を求めてプロテスト委員会に通知することができる。ただし、そのアンパイアは、損傷や傷害がある場合を除き、規則 14 違反の申し立てをプロテスト委員会に通知することはない。

UF3.5 アンパイアの信号

アンパイアは、以下のとおりに判定の信号を発する。

- (a) 長音1声と共に掲揚する緑色と白色の旗は、「ペナルティを課さない」ことを意味する。
- (b) 長音1声と共に掲揚する赤色旗は、「ペナルティが課された、または未履行のままである」ことを意味する。アンパイアはそのような艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。
- (c) 長音1声と共に掲揚する黒色旗は、「艇を失格とする」ことを意味する。アンパイアは失格とした艇を特定するために声をかけるか、または信号を発する。

UF3.6 課されるペナルティ

- (a) 規則 UF3.5(b)に基づきペナルティを課された艇は、ペナルティを履行しなければならない。
- (b) 規則 UF3.5(c)に基づき失格とされた艇は、速やかにコース・エリアを離れなければならない。

UF4 レース委員会の処置

レース委員会は、フィニッシュ・ラインにおいて競技者に各艇のフィニッシュ順位または得点記録の略語を通知する。これを行った後レース委員会は、速やかに音響1声とともにB旗を掲揚する。B旗は少なくとも2分間掲揚され、その後音響1声とともに降下される。レース委員会が、フィニッシュ・ラインにおいてB旗掲揚中に通知した得点情報を変更する場合は、音響1声とともにL旗を掲揚する。B旗は変更が行われた後、少なくとも2分間掲揚を続ける。

UF5 抗議、救済または審問再開の要求、上告、その他の手続き

UF5.1 アンパイアが処置したこと、処置しなかったことに関して、いかなる種類の手続きも行うことはできない。

UF5.2 艇は、UF5.3 に基づく場合にのみ審問を受ける権利がある。

UF5.3 以下のいずれかを行おうとする艇は、

- (a) 規則 UF3.6 または規則 28、もしくは規則 UF3.3(a) に挙げられた規則、以外の規則に基づき他艇を抗議する
- (b) 損傷または傷害の原因となる接触があった場合に、規則 14 に基づき他艇を抗議する
- (c) 救済要求をする

レース後の本部艇による B 旗の掲揚前または掲揚中にレース委員会に対し、声をかけなければならない。

UF5.4 規則 UF5.3 に定義される締切時刻は、当該抗議が認められる場合は、規則 UF5.9、UF5.10 および UF5.11 に基づく抗議にも適用される。プロテスト委員会は、延長することにもっともな理由がある場合、その締切時刻を延長しなければならない。

UF5.5 レース委員会は、規則 UF5.3 に基づき行われた抗議や救済要求について、プロテスト委員会に速やかに知らせるものとする。

UF5.6 規則 61.1(a) の 3 番目の文章と規則 61.1(a)(2) のすべてを削除する。

UF5.7 規則 64.2 の初めの 3 つの文章を以下のとおり変更する。

「抗議審問の**当事者**である艇が**規則**に違反したと判定した場合、失格以外のペナルティを課すことができ、公平と判断する別の得点調整を行うことができる。**レース中**でない時に艇が**規則**違反した場合、プロテスト委員会はインシデントが起こった時間の直近のレースにペナルティを課すか、別の調整を行うかを定めることができる。」

UF5.8 審問

規則 69.2 に基づく審問を除き、

- (a) 抗議と救済要求は、書面である必要はない。
- (b) プロテスト委員会は、適切と考える方法で被抗議者に伝え、審問を計画することができる、それを口頭で伝えることができる。
- (c) プロテスト委員会は、適切と考える方法で証言をとり、審問を進めることができ、その判決を口頭で伝えることができる。
- (d) プロテスト委員会は、規則違反がレースの結果に影響しなかったと判定した場合には、整数または分数の得点ペナルティを課すか、もしくは公平と判断する別の調整を行うことができ、それにはペナルティを課さないということもある。
- (e) プロテスト委員会が規則 UF5.7 に基づき艇にペナルティを課した場合、または標準ペナルティが適用される場合には、他のすべての艇に、ペナルティを

課された艇の得点変更について通知される。

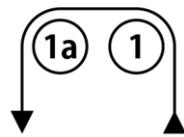
- UF5.9** レース委員会は、艇を抗議することはない。
- UF5.10** プロテスト委員会は、規則 60.3 に基づき艇を抗議することができる。ただし、プロテスト委員会は、規則 UF3.6 または規則 28、規則 UF3.3(a) に挙げられた規則の違反、もしくは損傷または傷害がある場合を除く規則 14 の違反した艇を抗議することはない。
- UF5.11** 艇または個人装備がクラス規則、規則 50 または存在するならその大会の装備規則に従っていないと判断した場合にのみ、テクニカル委員会は、規則 60.4 に基づき艇を抗議する。ただし、そう判断した場合には、テクニカル委員会は抗議しなければならない。
- UF5.12** 規則 66.2 を以下のとおり変更する。
「審問の**当事者**は、本付則に基づく審問再開の要求をすることができない。」

【別添-1】

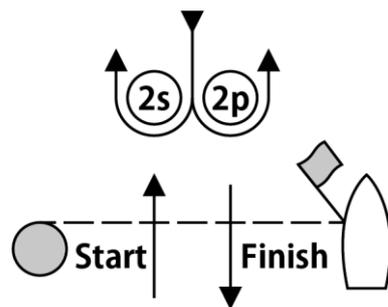


【別添-2】

スタート-1-1 a-2p/2s-1-1 a-フィニッシュ



図のマークの形状および色は実際のマークとは異なります。(SI 9.参照)



【別添-3】

